指 名 停 止 措 置 の 概 要

1　指名停止措置業者名　　：　高知建設株式会社
　法人番号　　：　5120001009726
　業者の住所　　：　大阪府大阪市東住吉区杭全５－７－７

2　指名停止の期間
　令和８年 11 月 19 日～令和９年１月 18 日（2 か月）

3　指名停止の措置対象地区
　全地区

4　事実概要
　高知建設株式会社は、令和７年２月 17 日付けで行った経営事項審査申請（経営規模等評価申請・総合評定値請求）において、複数の公共発注の元請建設業者より請け負った建設工事について、実際の請負契約額よりも高い金額を記載した。また、令和７年８月７日付けで行った経営事項審査申請（経営規模等評価申請・総合評定値請求）において、大阪府発注の元請建設業者より請け負った建設工事について、現実には「解体工事」に当たるにもかかわらず、「建築一式工事」の工事経歴書において、工事名から「撤去」を削除したうえで、その請負金額を過大に計上するなど、事実とは異なる虚偽の記載をした。
　これらのことが、建設業法第 28 条第１項本文に該当することから、令和８年３月 26 日付けで大阪府知事から指示処分を受けた。

5　指名停止の理由
　４の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第２第 13 号(下記参照)に該当する。

別表第２　贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措　置　要　件	期間及び措置対象地区
1～12　省略	省略
(建設業法違反行為) 13　建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として 1 か月以上 9 か月以内
14～16　省略	省略

＜問い合わせ先＞
鉄道・運輸機構　調達契約部　契約管理課　TEL ０４５－２２２－９０４１(直通)